

加古川市営住宅共益費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市営住宅共益費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、加古川市営住宅共益費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、4月1日から9月30日までに支出した経費に係るものにあつては当該経費を支出した日の属する年度の10月31日までに、10月1日から3月31日までに支出した経費に係るものにあつては当該経費を支出した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 共益費等の額及び補助対象額算定表（様式第2号）
- (2) 共益費等の額の支出を証する書面の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、これを正当と認めたときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い、加古川市営住宅共益費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性質	団体運営費補助
	目的	入居率が一定以下の住宅の管理組合（管理組合を組織していない住宅においては町内会や管理人など入居者の代表者）に対し、入居率の減少割合に応じた共益費の補助を行い、入居者一世帯あたりの負担額の公平性を図るとともに、共同施設の適正な運営を維持するため。
補助金の範囲	対象となる者	南備後住宅、神野南山住宅、土山住宅、尾上林住宅、東神吉住宅、西神吉辻住宅の管理組合（管理組合を組織していない住宅においては町内会や管理人などの入居者の代表者）
	対象となる経費	【補助対象となる経費】 加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例第23条第1号に掲げる電気、ガス及び水道の使用料（共同部分の使用料を含む。）、第2号に掲げる費用のうち、合併浄化槽の維持に要する費用及び第6号に掲げる共同施設の使用に要する費用（以下「共益費等の額」という。） 補助対象経費＝（共益費等の額／（管理戸数×0.9））×（管理戸数×0.9－入居戸数） ※上半期においては補助対象年度の9月末現在、下半期においては補助対象年度の3月末現在の管理戸数及び入居者数とする。
補助金の補助率又は額	補助率	補助対象経費の10／10以内
	補助金の額	①千円未満切り捨て ②補助対象経費の額を限度とする

様式第1号(第3条関係)

加古川市営住宅共益費補助金交付申請書

年 月 日

加古川市長 様

補助申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

(代表者氏名)

補助金の交付を受けたいので、加古川市営住宅共益費補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度	補助金等の名称	加古川市営住宅共益費補助金
補助事業の名称	加古川市営住宅共益費補助事業		
補助金等の 交付申請額	円		
補助対象期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
そ の 他			
添 付 書 類	1 共益費等の額及び補助対象額算定表 2 共益費等の額の支出を証する書面の写し(領収書等) 3 その他		

様式第2号（第3条関係）

共益費等の額及び補助対象額算定表

住宅名	住宅
-----	----

月		共益費等の額	
	月		円
	月		円
	月		円
	月		円
	月		円
	月		円
合 計			円 …①

年 月 日現在の管理戸数	戸…②
年 月 日現在の入居戸数	戸…③

①共益費等の額合計÷(②管理戸数×0.9)	円…④
②管理戸数×0.9－③入居戸数	戸…⑤
補助対象額（千円未満切捨）④×⑤	円

第 号
年 月 日

様

加古川市長

加古川市営住宅共益費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付第 号で交付申請のあった加古川市営住宅共益費補助金については、下記のとおり交付することと決定し、併せてその額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額（確定額）

2 補助対象期間

3 補助金交付の条件

- (1) 補助金の交付の目的に反して使用しないこと
- (2) その他、加古川市営住宅共益費補助金交付要綱に従って適正に使用すること